

しゃかいふくしほうじん きょうときりすときょうふくしかい
社会福祉法人 京都基督 教 福祉会

デイセンター ひまわり

じゅうようじこうせつめいしょ **重 要 事 項 説 明 書**

とうじぎょうしょ けいやくしゃさま たい しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくしさーびす ていきょう
当事業所は、ご契約者様に対して障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供
でいせんたー がいよう ていきょう さーびす ないようけいやくじょうごちゅうい
します。デイセンターひまわりの概要や提供されるサービスの内容契約 上ご注意いただきたいに
つぎ とおりごせつめい
とを次の通りご説明いたします。

もくじ 次

1. 事業者の概要
2. 利用施設の事業目的と運営方針
3. 第三者評価の実施状況
4. 事業実施区域及びサービス提供時間
5. 事業所設備の概要
6. 職員の配置状況
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金
8. 作業収益について
9. 緊急時などの対応
10. 虐待防止について
11. 身体拘束について
12. 苦情の受付について
13. 協力医療機関

1. 事業者の概要

名 称	しゃかいふくしほうじん きょうときりすときょうふくしかい 社会福祉法人 京都基督教福祉会
所 在 地	きょうとしにしきょうくかたぎはらどどがいけ 3 ばんち 京都市西京区 樅原百々ヶ池3番地
電話番号	075-382-0011
代表者氏名	りじちょう なかえ じゅん 理事長 中江 潤
設立年月日	ねん しょうわ ねん がつ ひ 1970 年 (昭和45年) 11 月 18 日

2. 利用施設の事業目的と運営方針

事業指定	しょうがいふくしさーびす していせいかつかいこ 障害福祉サービス 指定生活介護 じきょうしょばんごう 事業所番号 2614000244
事業の目的	おも ちてき しょがい りょうしゃさま たい じりつ にちじょうせいかつまた 主に知的障害のある利用者様に対し、自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、排泄又は食事の介護 せいさんかつどう きかい およ そうさくかつどう ていきょう おこな とう できせつ 生産活動の機会及び創作活動の提供を行う等、適切な していせいかつかいこ ていきょう はか もくべき 指定生活介護の提供を図ることを目的とする。
事業所の名称	でいせんたー デイセンター ひまわり
事業所の所在地	きょうとしにしきょうくかたぎはらどどがいけ 23 ばんち 京都市西京区 樅原百々ヶ池23番地
電話番号	でんわ 電話 075-393-2482
ファックス番号	ふあっくすばんごう ふあっくす ファックス 075-323-7366
管理者	よしうら りさ 吉浦 里沙
事業所の運営方針	しょうがい おも りょうしゃさま ちいきしゃかい じゅうじつ せいかつ 障害が重くとも、利用者様が地域社会において充実した生活 いとな じりつ はか りょうしゃさま い し およ じんかく そんちょう を営み、自立が図れるよう、利用者様の意思及び人格を尊重 つね りょうしゃさま たちはば た さーびす ていきょう つと し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努める。
開設年月日	ねん へいせい ねん がつ ひ 2000 年 (平成12年) 4 月 1 日
利用定員	にん 20人

3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり <input checked="" type="radio"/> 有 なし <input type="radio"/> 無
実施年月日	ねん がつ にち 2022年2月18日
実施した評価機関の名称	いっぽんざいたんほうじん しゃかいてきにんしょうかいはつすいしんきこう 一般財団法人 社会的認証開発推進機構
開示状況	http://kyoto-hyoka.jp

4. 事業実施区域及びサービス提供時間

(1) 事業実施区域

利用対象者様の居住範囲は、原則として西京区、右京区（京北地域を除く）する。

このうち、送迎の実施地域は、西京区及び右京区四条通り以南の範囲とする。

(2) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日(祝日・年末年始等を除く)その他 事業所が指定する日。
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時40分まで
相談受付時間	午前8時15分から午後5時15分まで

5. 事業所設備の概要

・児童発達支援センター「洛西愛育園」2階建て建物の2階部分に併設

・事業所設備

デイルーム
食堂
生活訓練室
木工室
静養室
相談室(洛西愛育園と共有)

6. 職員の配置状況

(職員の配置状況)

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	備考
1. 所長(管理者)	1名		
2. サービス管理責任者	1名		
3. 支援員	8名	8名	
4. 事務員		1名	
5. 医師		1名	嘱託
6. 看護師		1名	

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

■介護給付費の対象となるサービスの概要

- (1) 日常生活上の支援
- (2) 身体機能及び生活能力向上のための援助
- (3) 排泄及び食事等の介護
- (4) 生産活動及び、創作活動の提供
- (5) 生活に関する相談及び助言

※利用者様の希望や適性した作業班(5~6名)に所属し、作業・創作・余暇活動します。

集団生活の中にあっても、個々のニーズに基づく活動を保障し
障害特性を踏まえた支援を行います。

■介護給付費について

障害程度区分により、それぞれ利用者の方の単価が決められています。実際の単価を計算するうえでは、国が定めた地域特性配慮があり、京都市は「5級地」ですので、単価に5級地単価10.6
1を掛けています。

送迎にかかる費用として送迎加算があり、報酬として受領しています。

介護給付費については、利用者様のご承認をいただき代理受領させていただいております。

(別表あり)

-利用負担額の上限額について-

サービス利用時の利用者負担は、負担能力に応じた負担(応能負担)となっています。

利用者様の世帯における所得に応じて負担上限月額が設定され、上限月額に至るまでは
1割を負担していただきます。

注 所得を判断するときの世帯の範囲は、18歳以上の障害のある方の場合は、ご本人とその配偶者となります。

所得階層区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税 課税世帯	所得割 16万円未満	9,300円
	所得割 16万円以上	37,200円

※それぞれの利用者様の上限額は、障害福祉サービス受給者証に記載されています。

かいごきゅうふひ たいしょう さーびす
■介護給付費の対象外となるサービス

かきしめひよう かいごきゅうふひいがい ぜんがくじこふたん じぜんないようおよひよう
下記に示す費用は介護給付費以外となるため、全額自己負担となります。事前に内容及び費用
がくせつめい うえ さーびす ていきょう きぼう ぱあい りょうきん しはら
の額を説明した上で、サービスの提供をご希望される場合には、その料金をお支払いいただきま
す。

- しょくじていきょう ひよう べんとう しょく えん
・食事提供にかかる費用(弁当1食400円)
- そくさくかつどう よう ざいりょう ひとう
・創作活動に要する材料費等
- ぎょうじさんかともなひつよう けいひ
・行事参加に伴い必要とする経費
- りようしゃこじん きぞく ぶっびん こうにゅうひとう りようしゃふたん てきとう みと
・その他、利用者個人に帰属することになる物品の購入費等、利用者負担が適当と認められ
ひよう
るもの費用

りようりょうきん しはら ほうぼう
■利用料金のお支払い方法

りょうきん げつ けいさん せいきゅう よくげつ しはら くだ ひよう
料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月お支払い下さい。ただし、費用によっては、
さーびすりょうしゅうりょうじ つど しはら くだ
サービス利用終了時にその都度お支払い下さい。

りよう ちゅうし けっせき
■利用の中止(欠席)

(1) たいちょうふりょうとう とうび れんらく ぱあい ごぜん じ ふん
体調不良等で当日お休みのご連絡をいただく場合は、午前8時30分までにお願いしま
す。なお当日連絡の場合、午前8時30分以降のご連絡になりますと昼食費をお支払い
いただきます。

(2) じぎょうしょしゅうにゅうげんかんわ せいど けっせきかさん げつ けっせき
事業所収入減緩和の制度として「欠席加算」があります。これは、ひと月の欠席のうち、
かかん ほてん かさん
4日間だけは補填する加算です。

さぎょうしゅうえき
8. 作業収益について

さぎょうしゅうえき さぎょうかつどう しゅうにゅう さぎょうかつどう ひつよう けいひ こうじょ がく さぎょうかつどう
作業収益は、作業活動の収入から作業活動に必要な経費を控除した額を、作業活動
じゅうじ りようしゃさま こうちん しはら こうちん がく つうしょ び さぎょうかつどうじゅうじ
に従事された利用者様に工賃としてお支払いします。工賃の額は、通所日の作業活動従事
かいすう けってい さぎょうのうりょく けいけんねんすう さぎょうはん ちがとう かくさ もう
回数により決定し、作業能力や経験年数、作業班の違い等により格差を設けないものとしま
す。工賃の支払いは、7月、10月、1月、4月にそれ以前の3か月分を現金にてお支払いし
ます。(銀行振込みをご希望の方は工賃から所定の振込み手数料を差し引いた額をお支払いし
ます。)

ねんどうはじめ せんねんどうふん さぎょうしゅうえき かかるかいほうこくしょ さくせい ほうこく
また、年度始めに前年度分の作業収益に係る会計報告書を作成し報告します。

きんきゅうじ たいおう
9. 緊急時などの対応

(1) さーびす ていきょう りようしゃさま じこ はっせい ぱあい あらかじ き きんきゅうじ
サービスの提供により、利用者様に事故が発生した場合には、予め決められた緊急時
たいおう きんきゅうそち じっし すみ りようしゃさま かぞく れんらく
対応マニュアルにより緊急措置を実施し、速やかに利用者様のご家族に連絡します。

(2) 利用者様に、健康上の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行います。
主治医への連絡等が困難な場合は、協力医療機関に指定している洛西ニュータウン
病院又は近隣医療機関に緊急受診をすると共に、利用者様のご家族に連絡します。

(3) 損害賠償保険への加入

下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険会社
保険名	社会事業者総合補償制度まごろワイド
補償の概要	賠償責任補償制度、傷害見舞金補償制度、死亡・後遺障害見舞金 入院保険、通院保険

※センターとして上記の保険に加入していますが、地域で安心して暮らすに各御家庭で個人
賠償保険にお入りになることをお勧め致します。

10. 虐待防止について

事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を
講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者 デイセンターひまわり所長

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷・他害等のおそれがある場合など、利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様又はご家族様等に説明のうえ同意を得て、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行なことがあります。

その場合、理由及び態様等について記録します。また、身体拘束をなくしていくための取り組みも行ないます。

(1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)一時性 利用者様本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は
直ちに身体拘束を解きます。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (主任)

まつえ あさみ
松江 亜沙美

○ 苦情解決責任者(所長)

よしうら りさ
吉浦 里沙

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<行政機関>

にしきょうくほけんふくしせんたー
西京区保健福祉センター

電話 075-381-7666

うきょうくほけんふくしせんたー
右京区保健福祉センター

電話 075-861-1451

らぐさいしょほけんふくしせんたー
洛西支所保健福祉センター

電話 075-332-9275

<その他の機関>

きょうとふしゅきょうしゃかいふくしさーひすうんえいてきせいかいいんかい
「京都府社協社会福祉サービス運営適正化委員会」

電話 075-252-2152

きょうとしなかぎょうくたけやちょうとおからすまひがしいはーとびあきょうとかい
京都市中京区竹屋町通り烏丸東入るハートピア京都5階

きょうとふしゅきょうくしきょうぎかいない
京都府社会福祉協議会内

(3) 第三者委員

○運営法人理事会の指名により、以下の2名を選任

たなかとしこ
田中都志子

電話 381-7333

たみや わたる
民谷 渉弁護士

電話 241-2244(つくし法律事務所)

13. 協力医療機関

○医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院 (院長 松室 明義)

<所在地> 京都市西京区大枝東新林町3-6 (電話332-0123)

2024 年 月 日

していせいかつかいご ていきょうないよう かん ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
指定生活介護の提 供 内容に関して、本書面に基づき 重 要事項の説明を行 いました。

じぎょうしょめい しゃかいふくしほうじん きょうときりすときょうふくしきい でいせんたー
事業所名 社会福祉法人 京都基督教 福祉会 デイセンター ひまわり

せつめいしゃしょくめい しめい
説明者 職名・氏名

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していせいかつかいご ていきょうないよう
私は、本書面に基づいて事業者から重 要事項の説明を受け、指定生活介護の提 供 内容
かん どうい
に関する同意しました。

りょうしゃさま じゅうしょ
利用者様 住所

しめい
氏名

りょうしゃさま かぞく ほうていだいりにんとう
利用者様のご家族 法定代理人等

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

つづきがら
続柄

いじょう
以上

別表

1. 生活介護サービス費

① 生活介護サービス費

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2
3時間未満	517 単位	386 単位	268 単位	239 単位	218 単位
3時間～4時間未満	646 単位	483 単位	335 単位	300 単位	273 単位
4時間～5時間未満	774 単位	578 単位	401 単位	358 単位	327 単位
5時間～6時間未満	904 単位	676 単位	469 単位	419 単位	381 単位
6時間～7時間未満	1258 単位	941 単位	652 単位	583 単位	532 単位

② 人員配置体制加算(Ⅰ型) 321 単位／日

③ 送迎体制加算Ⅰ 21 単位／片道

④ 送迎体制加算(重度) 28 単位／片道

⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、加算率 4.4%を乗じたものになります。

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、加算率 1.3%を乗じたものになります。

⑦ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、加算率 1.1%を乗じたものになります。

※⑤～⑦については、2024 年6月1日より福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱに変更されます。

福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、加算率 8.0%を乗じたものになります。